

10月号 | No.523

# さなかわ ピラミ

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

10月1日(土)保育所運動会  
笑顔いっぱい!元気いっぱい!

関連記事は14ページ



IP電話番号  
村役場代表 5000～5004 議会事務局 5005  
教育委員会 5006 社会福祉協議会 5007

総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2915 建設課 ☎679-2910  
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217  
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ○役場共通 FAX:679-2173

\*土・日・祝日および夜間  
☎679-2111 IP:5000～5004  
教育委員会 ☎679-2817 FAX:679-2173

人のうごき(平成28年9月30日現在)  
人口 2,470人(-2)  
男 1,201人(-1) 女 1,269人(-1) 世帯数 941(-3)

# 納めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、平成27年度の一般会計および5つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、村民のみなさまに決算を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。



## ◆一般会計決算収支の概況

一般会計の決算は、歳入25億1,744万円、歳出24億1,520万円で、平成26年度決算と比較して、歳入で3.4%、歳出で3.3%の減少となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億224万円の黒字となり、この額から平成28年度へ繰り越した4,304万円を差し引いた実質的な収支は5,920万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形 式 収 支	実 質 収 支
平 成 27 年 度	25億1,744万円	24億1,520万円	1億224万円	5,920万円
平 成 26 年 度	26億664万円	24億9,888万円	1億776万円	4,949万円
増 加 額	△8,920万円	△8,368万円	△552万円	971万円
増 加 率	△3.4%	△3.3%	△5.1%	19.6%

## ◆一般会計歳入の特徴 ~村民一人あたりの納めた村税は82,029円~

自主財源では、村民税が前年度から903万円(11.3%)の増加となりましたが、固定資産税については、350万円(3.6%)の減少となりました。また、過去の収入未済額のうち、村民税45万円、固定資産税70万円、軽自動車税11万円、合計126万円が不納欠損額として処分しました。

依存財源では、国庫支出金や県支出金は例年並み、地方交付税が6,173万円(4.5%)、地方消費税交付金が1,839万円(85.3%)増加するなどしました。地方交付税の歳入全体に占める割合は57.1%となっています。また、村の借金である村債は、道路整備事業や簡易水道緊急通報装置及び監視システム整備事業などのハード事業、自治振興交付金事業や高齢者外出支援事業などのソフト事業などで発行し、前年度から6,491万円減少しました。

村の歳入は、自主財源の割合が19.4%と低く、一方で依存財源が80.6%となっており、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっていると言えます。

### ◎村に納めた村民一人あたりの税金

【平成28年3月31日現在の人口(2,488人)で算出】

区 分	平成27年度決算	平成26年度決算	増 加 額	増 加 率	一人あたり
村 民 税	8,929万円	8,026万円	903万円	11.3%	35,888円
固 定 資 産 税	9,487万円	9,837万円	△350万円	△3.6%	38,131円
軽 自 動 車 税	919万円	914万円	5万円	0.5%	3,694円
村 た ば こ 税	1,074万円	1,092万円	△18万円	△1.6%	4,317円
計	2億409万円	1億9,869万円	540万円	2.7%	82,030円

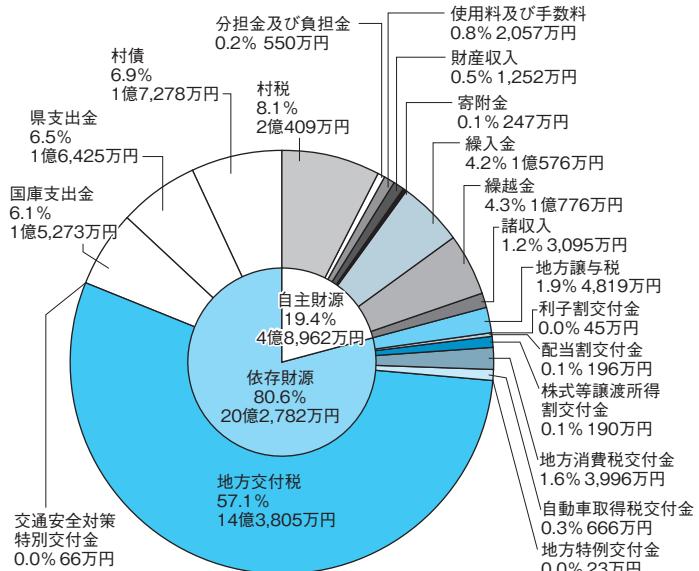
## ◆一般会計歳出の特徴 ~村民一人あたりに使われたお金は970,941円~

目的別では、前年度より民生費、衛生費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費が減少し、その他の項目は増加しました。総務費では地方創生関連事業、商工費では地域商品券の発行、教育費では村民体育館のトイレ改修などが増加の要因となっています。公債費は、前年度より6,481万円減少し全体の16.4%となっています。これは村が国などから借りた借金返済の経費であり歳出の中で多くの割合を占めています。また、諸支出金は、減債基金や小水力発電施設等運営基金などへ合計2億4,553千円を積み立てたものです。

性質別では、任意的経費が48.0%、義務的経費が39.6%、投資的経費が12.4%とそれぞれを占めています。

なかでも、義務的経費である人件費が16.4%、公債費は17.9%となっています。義務的経費については、歳出全体に対する割合が低いほど財政の弾力性が確保されるので、今後の村の財政運営での大きなポイントの一つになると言えます。

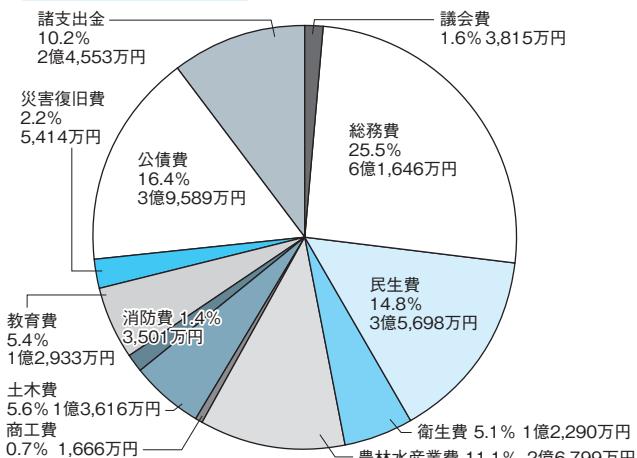
## ◎一般会計歳入決算額 25億1,744万円



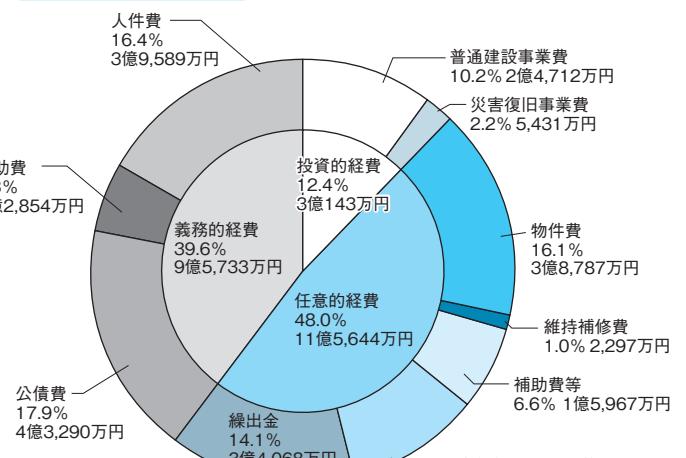
- △村税  
私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税
- △繰入金  
使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- △繰越金  
前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- △その他の自主財源  
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- △地方交付税  
地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- △国庫支出金  
国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △県支払金  
県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △その他の依存財源  
地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などのお金
- △村債  
村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

## ◎一般会計歳出決算額 24億1,520万円

### ○目的別歳出の状況



### ○性質別歳出の状況



### ○村民一人あたりに使われたお金

<b>議会費</b> 15,334円	<b>総務費</b> 247,773円	<b>民生費</b> 143,481円	<b>衛生費</b> 49,397円	<b>農林水産業費</b> 107,713円	<b>商工費</b> 6,696円
<b>土木費</b> 54,727円	<b>消防費</b> 14,072円	<b>教育費</b> 51,982円	<b>災害復旧費</b> 21,760円	<b>公債費</b> 159,120円	<b>諸支出金</b> 98,686円

【平成28年3月31日現在の人口（2,488人）で算出】

- △投資的経費  
道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
- △任意的経費  
村が裁量によって任意に支出することができる経費
- △義務的経費  
支出することが制度的に義務付けられている経費
- △普通建設事業費  
道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
- △災害復旧事業費  
災害により被災した施設を復旧するための経費
- △物件費  
需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
- △維持補修費  
道路・公共施設などを修繕するための経費
- △補助費等  
各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- △積立金  
財政運営を計画的に行うためにお金を積み立てる経費
- △繰出金  
一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
- △公債費  
村が国などから借りた借金返済の経費
- △扶助費  
高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
- △人件費  
特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

### ◆平成27年度特別会計決算

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と区別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	4億1,880万円	3億8,894万円	2,986万円	2,986万円
簡易水道	1億2,013万円	1億1,668万円	345万円	205万円
農業集落排水事業	1億6,867万円	1億6,528万円	339万円	339万円
介護保険事業	3億5,964万円	3億4,048万円	1,916万円	1,916万円
後期高齢者医療	3,945万円	3,868万円	77万円	77万円

## ■ 財政健全化法とは…

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかつてから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期の健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものだと言えます。

## ■ 財政の健全度を判断するには…

下図のとおり①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率⑤資金不足比率の数値などで判断します。なお①～④の数値については、標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を示す指標のひとつ。村の財布の大きさを示すものといえ、平成27年度は1,668,686千円）の数値を基礎としながら算出されます。

	健全財政 (健全経営)	財政悪化 (経営悪化)	
佐那河内村 の数値	0 %	早期健全化段階	再生段階
①実質赤字比率	-%	◎	15.00%～ 20.00%～
②連結実質赤字比率	-%	◎	20.00%～ 30.00%～
③実質公債費比率	6.8%	◎	25.00%～ 35.00%～
④将来負担比率	-%	◎	350%～
⑤資金不足比率	-%	◎	20%～

\*実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、及び資金不足額がない場合には「-」と記載されます。

早期健全化基準  
経営健全化基準

イエローカード

財政再生基準

レッドカード

### 《早期健全化基準》

財政悪化の状態が「イエローカード」。破たん防止の措置であり、自治体は自主的に財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、一般的な事業などは制約され、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受け公表し、計画の実施状況も公表しなければなりません。また外部より監査を受けなければなりません。

### 《経営健全化基準》

資金不足比率において早期健全化基準に相当するもの。

### 《財政再生基準》

財政悪化の状態が「レッドカード」、国の管理のもとで財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、早期健全化よりも厳しく一般的な事業などは出来なくなり、財政再生のみを目標とした自治体となります。

## ■ 項目別の解説

### ① 実質赤字比率とは…

普通会計（村では一般会計のこと）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。村の平成27年度決算における算定結果は、実質収支額が59,204千円の黒字（標準財政規模に占める割合は3.55%の黒字）となっていて、実質赤字比率は-%となります。

# 4指標及び資金不足比率について

## ② 連結実質赤字比率とは…

全会計（村では一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計の6つの会計）の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

村の平成27年度決算における6つの会計の実質収支額の算定結果は、114,433千円（標準財政規模に占める割合は、6.86%の黒字）となり、連結実質赤字比率は-%となります。

## ③ 実質公債費比率とは…

自治体の「財布」から「借金返済」にどれだけ充てられているかを示す比率です。村の算定結果は、平成25年度が9.6%、平成26年度が7.7%、平成27年度が3.3%となっていて、3か年の平均値は6.8%となります。



実質公債費比率が高い

※家庭に例えると家計に占める  
ローン返済の割合が高い。

財政の硬直化

※自由に使えるお金が少ない。

## ④ 将来負担比率とは…

一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

村の平成27年度決算における算定結果は

### 将来負担するもの…3,563,300千円

- ・地方債（村の借金）の返済
- ・現時点での全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込みなど

### 軽減されるもの…6,665,710千円

- ・基金（村の貯金）
- ・借金の返済に対する国からの交付見込額

将来負担比率  
の算定式

$$\frac{\text{(将来負担するもの)} - \text{(軽減されるもの)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(平成27年度分の国からの借金に対する交付額)}} \times 100 = - \% \text{※}$$

※分子が△になるため  
- %となる。

## ⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業（村では簡易水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の2つの会計）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。平成27年度決算において各公営企業とも赤字が無い状態であり、資金不足比率は-%となります。

## ◎今後の財政運営にむけて…

以上5つの項目のうち①～④の指標により、村の財政が健全化であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準には達していません。また⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に達していません。なお、実質公債費比率は、6.8%とピーク時（平成20年度の3か年平均）の23.2%から年々改善されてきてはいますが、将来的な地方交付税の減少などを見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより健全な財政運営に努める必要があります。

# 議会だより

平成28年  
第3回9月定例会

平成28年第3回定例会は、9月9日開会され、平成27年度各会計決算認定6件、平成28年度会計補正予算案件3件、条例案件2件、財政健全化判断比率等報告案件1件の合わせて12件の審議を行い、原案どおり可決、認定、受理し、9月16日に閉会しました。

## 現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

7月12日から8月4日の延べ7日間にわたり行政座談会を実施、139人が出席され、懸案となっていますごみ処理問題を含め、住民の皆さんから、村が抱える課題に対して、貴重なご意見を頂戴しました。

### 広域ごみ処理施設

広域ごみ処理施設については、新聞紙上でも掲載されたとおり、6市町による広域処理場建設に向けた事務レベルでの会議が非公開で行われる中、村として、協議会参加の是非について早急な対応が求められました。

行政座談会を終え、皆さまからいただいたご意見も参考にさせていただき、府内で協議を重ねた結果、東地での建設はあり得ないこと、協議会へ参加するにも村内から提示する候補地がないこと、候補地がない状況の中で協議会に参加することによる他の6市町への影響、費用対効果、また本村の34分別の現状、生ごみ処理機の導入など、可能な限りごみを出さない方針に変更はなく、現状で特に問題はないとの認識のもと、議員各位と協議を行った結果、本村から協議会への参加の申し出はしないこととしました。

村は地方創生に取り組んでいて、一日も早く、全村民が可能な限り同じ方向を向いて進めるような村づく

りに取り組んでいきたいと考えています。

皆さんの知恵とお力をいただき、村民とともに、ふるさと佐那河内を活性化させていきたいと考えていますので、議員や村民の皆さんのが別のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 地方創生

本年の6月に申請していました地方創生推進交付金については、8月に交付決定されました。この交付金で地方創生の移住・定住を推し進め、3月に交付された地方創生加速化交付金とあわせて移住・継業支援拠点整備事業に取り組み、移住促進と起業・継業による新たな人材の確保や経済循環につなげ、佐那河内村の地方創生の実現を積極的に進めます。

なお、8月24日に新型補正予算である地方創生拠点整備交付金が閣議決定されました。未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設という位置づけのものです。

今回は、ハード面に重点を置いた総額900億円という大きな予算を組んでいます。国は、やる気のある自治体に対して、積極的に助成するという方針です。

本村は、加速化交付金、推進交付金で進めています地方創生が発展するような施設整備などについて申請を検討しているところです。さらには、多くの人が集い、村の活性化につながる小さな拠点を整備するた

め、将来の道の駅を見据えた直売所の建設などについても検討を行っていきたいと考えています。

また、新しい事業に積極的に取り組むべく、「一般財団法人さなごうち」を設立することとしました。業務の第一歩として、ふるさと納税の返礼品を含めた地元産品の充実と開発、地方創生で求められている移住交流支援センターの機能を強化するために、カフェなどの飲食機能を持たせたワーキングスペースによる交流拠点の充実など、村の活性化に向けたさまざまな取り組みを行っていきたいと考えています。

### 移住・定住

議会からも提案がありました定住支援住宅新築など補助金の支出を決めました。これまで国の補助金を利用して、空き家改修に対する助成を行うことで、移住者増に効果を上げてきましたが、10月から、村出身者でリターンを希望している人や、すでに村内に住んでいる若者がマイホームを取得するときの工事費、また、住宅用地取得に対して助成を行います。

なお、住宅建設候補地として挙がっている追上の土地について、今回の補正予算で、地質調査費を計上させていただいている。

### 防災対策

防災対策については、新庁舎建設の基本構想が昨年の6月に策定されています。次の基本計画策定のため、委員会を開催し、建築に向けて急ぎたいと考えています。

### 環境対策

環境問題については、6月補正で導入した消滅型生ごみ処理機キエ一口が完売しましたので、9月補正で追加させていただきます。今後、できる限り村内に普及することで、環

境に優しい村づくりを進めています。

## 子育て支援

子育て支援については、子どもたちの学力向上をめざして、9月の補正予算で、小・中学校児童・生徒が受検する漢字検定、英語検定試験を年1回に限り全額助成することを提案しています。

佐那河内村ならではの特色ある子育て支援を行い、佐那河内村で学ぶことの優越性を出すとともに、子ど

もたちの能力向上をめざします。

## 国・県道改良

国土整備部東部県土整備局へ出向き、今後の対応について協議をしましたが、地権者との意思の疎通を図りながら、できるだけ早急に工事の進捗が図れるよう努力をしたいと考えています。

## ふるさと納税

スタチ関連の商品を中心とし、6月から楽天で取り扱いを開始したふ

るさと納税ですが、9月から返礼品のアイテム数を増やしました。ヤフーのふるさとチョイスでも取り扱いを開始しました。

果樹オーナー、エビ加工品や豆腐、食事券、花など、幅広く注文があり、今後、農作物の販売や村内産業において後方支援ができるのではないかと考えています。

## ●決算認定案件●

### 議案第42号（認定第1号）～議案第47号（認定第6号） 平成27年度佐那河内村一般会計外特別会計5件の決算認定について

地方自治法第233号第3条の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

### 議案第48号 平成28年度佐那河内村一般会計補正予算（第2号）について

1億533万1千円を追加し、歳入歳出予算を総額22億5,425万1千円とするもの。

### 議案第49号 平成28年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,455万円とするもの。

### 議案第50号 平成28年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

92万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億9,181万円とするもの。

### 議案第51号 佐那河内村庁舎建設委員会条例の制定について

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき制定するもの。

### 議案第52号 佐那河内村一般財団法人への関与に関する条例の制定につ

いて

村が設立を予定している一般財団法人の運営に関し、村及び村議会の関与を規定するもの。

### 報告第3号 平成27年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

財政健全化法に基づいて、財政健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するもの。

## 一般質問

### 大岩和久議員

#### 1. 救急医療と地域医療について

**質** 住民の安心・安全を守るために、行政において取り組まなければならない施策である。

①救急医療は、優先課題であるが、現状をどのように捉えているか。

②救急救命士の配置も含め、今後どのような取り組みが必要になってくるのか。

③地域医療もまた重要であると考える。現在、村内には民間の医療機関は1か所しかなく、将来的に不安がある。

これらのこととも踏まえ、現状の把握、また将来に対してどのような施策が必要と考えられるか。

④地方創生においても、リターン・リターン施策においても、救急地域医療は、佐那河内村への移住を考える上で、また選択する上で重要なポイントになってくると思われる。このことについてどう考えるか。

**答** ①現在は、業務委託で、患者搬送車により常時2人体制による搬送を行っています。しかし、救急救命士が同乗していないため、搬送車内に患者を収容しても限られた応急処置しかできず、そのまま医療機関へ搬送しているのが実情です。

②救急救命士を採用すると、救急現場に駆けつけ、傷病者に対して適切な処置を行い、速やかに救急車で病院へ搬送する救急隊としての機能を持たせられると考えます。

さらには、役場庁舎の建て替えと並行して、救急搬送車の常置場所を村の中心部に移設する必要があると考えます。

③地域医療の中で年々重要度を増している在宅医療などについては、独居高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しているのが現状です。

医療施設などから我が家に帰ろうと思っていても、療養環境としてふさわしい設備が整っていないなどの理由から、退院後、全ての人が自宅に帰るとは限らない状況になってしま

ます。

本村では、本年度から地域包括ケアシステムを取り入れ、医療と介護の連携や地域で患者を支えていく体制づくりを進めているところです。

④村民の生命・財産を守るのが自治体としての使命です。

そのことを常に考え、検討を加え、実行していくことが我々の使命です。地方創生の移住・定住を進める上でも重要なポイントになっています。できるだけ早期に対応を検討します。

## 石本哲也議員

### 1. 農業振興と商業振興について

**質** ①農家は、積年の農業振興施策と本人の努力によって、十分な技術を持っている。

その労力に見合う収入を得ていなければ、本村を離れ、都市部、会社の近くで生活するほうが何かと理にかなっており、過疎化が進む。

よい商品をつくっても、それを特別な商品付加価値を乗せた値段で売るシステムがなかつたため商業振興ができていなかつたと思われる。

農業振興と商業振興は車の両輪であると考えるが、村として、商業振興対策はどのように考えているのか。

②どういった施策を計画しているのか。

**答** ①本村の商業を取り巻く環境は大きく変化し、村内の商店の廃業が続出しました。農業面においても、村にはすばらしい農産物が数多くあるにもかかわらず、後継者不足により廃業される農家が多いのが現状です。

売り方に工夫が足りない点もあつたかと思っています。

②「一般財団法人さなごうち」は、その業務の中心として位置づけられる組織として期待しています。

この法人は、目的のために適時事

業を営むことができます。移住・交流支援センターとしての役割をはじめとして、ふるさと納税の業務、遊休不動産の活用、飲食店などの商業施設の経営、さらには、村の農業の情報発信としての機能など、多方面での活動が行われるものです。

すばらしい村の農作物の知名度向上、農産物の販売方法に関しても、これまでと違ったものが開拓される可能性があると思っています。

現在、村内には産直市が3つあり、これを有機的に結びつけ、どのように効率的に営業していただくかという問題もありますが、農業後継者の人と意見交換をした際に、作物の流通方法の改善、村内を一つにして、いつでも何でも出せるような直売所、二級品でも商品として売ってもらえるような場所が欲しいというようなご意見をお伺いしました。

### 2. 村の救急救命について

**質** 救急救命士の配備実現化をめざして、現状とこれからの方針、対策、計画などについて示してほしい。

**答** まさかのときに備えた救急救命士を配置するということは、行政としての役目です。

また、現在は、近隣自治体による常備救急体制の応援についても模索しているところです。

困難な問題ですが、本村で何らかの対応がとれるように検討します。

### 3. 旧中学校（西ノハナ）の老桜と運動公園の植栽について

**質** ①西ノハナ（旧中学校）の桜が植樹されて、おおよそ60年になるそうです。特に、国道の上に張り出した桜の現状について、災害の種になる可能性のある老木について、どう対処されるつもりなのか。切るなら、村民の皆さん納得した上で切らなければならないし、切らないなら、それによって村民や通行者が被害を受けない対策を十分にとって

いただきたい。

②中央運動公園の植栽について、傷み具合が激しい部分について、管理者としてどう考えているか。

**答** ①西ノハナの老朽化している桜の木については、危険なものもあり、それが事故を引き起こす可能性があります。専門家の意見を聞き、一部伐採も視野に入れています。もう少し時間をかけて検討させていただければと思っています。②中央運動公園付近における整備が不十分だとのご指摘ですので、再度検討を行い、改善を図りたいと考えています。

### 4. 村の広報活動について

**質** 広報さなごうち、ホームページ、村内放送など広報活動は行っているが、十分村民に伝わっていない。

アイデアの一つとして、テレビトクシマを使ってみてはみてはどうか。

**答** いずれも情報発信が十分でないというのは理解しています。

ご提案ありましたテレビトクシマでの放送、非常に効果的であると思います。費用面、また担当者などの配置が必要ですが、府内で前向きに検討してみたいと考えています。

## 新居健治議員

### 1. 行政座談会について

**質** ①出席者が、住民の2割に達していない座談会で、住民との対話が十分できたと思うか。

②今後も座談会を開催する予定があるのか。

**答** ①行政座談会は、私どもが地域へ直接出向き、行政と住民の相互理解を深めながら、住民の皆さんへ村づくりにご参加いただくことを目的として開催させていただきました。

参加者が少なかったとのご意見について、常会や防災無線で、何度も

なく座談会の開催のご案内をさせていただいた結果の数字です。次回はさらに多数の人にご参加いただけるよう周知します。

②村民からは座談会がかた苦しい、もっと自由かつ達に意見を言えるような場を提供してほしいというようなご要望もあり、今後、検討いたします。

## 2. 飲料水について

**質** ①簡易水道未加入家庭の飲料水の現状を把握しているのか。

②未加入家庭の飲料水の安全性について、水質検査は実施したことがあるのか。簡易水道加入者と未加入家庭では、不公平ではないかと思われる。暫定的な処置として、水質検査と何らかの支援をできないか。

**答** ①水源の種類は、全てが表流水を取水されていると把握しています。

北山地区の4戸が渴水時に水量が不足したと伺っていますが、それ以外の地域は、水量において不安はないと言っています。

②水質検査について、個人で取水されているご家庭は、水質検査を実施していると聞いていません。4つのグループの中の2つのグループについては、水源地において年に1回程度、水質検査を実施していると伺っています。残りの2つのグループについては、水質検査は実施していないと確認しています。

同じ村の中でも、安心・安全な水道水が安定的に供給されるご家庭とそうでないご家庭があることを認識し、行政の責務として取り組んでまいります。

## 瀧倉俊晴議員

### 1. 村長の政治（外交）について

**質** ①県庁など県関係機関には何回出張しているか。

②またどのような成果があったか。

先般、県との関係が十分ではないのかなと感じるところがあった。県への必要な事業の要望、事業費の追加配分などは、村発展に必要である。

**答** ①現在までに県の関係機関に行なったのは4、5回です。いずれも異なる部署でしたが、村の現状を示し、あいさつ、また事業の協力などををお願いしています。

②成果については、例えば旧佐那河内中学校の敷地の利用など、さまざまな助言をいただいている。

### 2. 役場及び学校の駐車場使用料について

**質** ①借地をしている駐車場は、村役場前に55台、学校に28台、計83台が、駐車場に駐車できる。

その他、村有地には、学校の校舎入り口に7台、来客用として8台、保育所にも6台、追上にもある。

以前の一般質問で、賃収を勧めたことがあるが、この2か所の賃借料はそれぞれいくら支払っているか。②他の自治体では、職員などから使用料を徴収する動きが出てきているが、県下の自治体はどのような状況になっているのか。

**答** ①役場が、平成27年度分が62万9,761円。学校の駐車場が、47万2,578円。合計で110万2,339円です。

②収集した範囲で、市レベルでは小松島市、阿南市、阿波市、美馬市の4団体、町レベルでは石井町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、上板町の6団体、市町合わせて10団体が500円／月から1,000円／月を徴収する条例などを整備しています。

**質** 本村は、どのように対応するのか。職員から、少しでも使用料をいただいてはいかがか。

**答** 役場の場合、職員専用の駐車場ではなく、来客用、イベント用、公用車用の駐車場として借りています。また、公共交通機関も徳島バス

しかなく、その運行スケジュールから、どうしても職員の私用車による通勤が必須条件である状況です。

このようなことを含め、ほかの市町及び学校などの関係機関の状況を見極めながら今後検討します。

## 平岡淳議員

### 1. 首長の政治姿勢について

**質** 岩城村長は、行政座談会を開催し、広域行政（ごみ処理）協議会参加を申し入れることに理解を求めた後、一転してみずからを考えを翻し、協議不参加を表明した。

村長自身が広域への参加を申し入れようとした理由について、お聞かせ願いたい。

**答** 1点は、現在お願いをしています民間処理業者の焼却炉の耐用年数が過ぎていて、今後のごみ処理に不安があったことです。

2点目は、広域行政に加入しないと、さまざまな条件が見てこないこと、例えば建設負担金がいくらになるのか、毎年の維持管理費用がいくらになるのか、そうした具体的な数値を知り、議会と協議の上進めていくのがよいのではないかと考えていたためです。

**質** 行政座談会を経て、村長は協議会に参加しないと表明した。

協議会への参加・不参加に関し、双方のメリット・デメリットを十分に検証した上で結果だったのか。

現状のままで処理可能といっても、いつまで続くものか不安定である。将来、村民に過度の負担を負わせることはない自信を持って言えるのか。

**答** 最終的には、議会議員と話し合い、決めると申し上げました。

そして、さまざまな条件が見えてきた場合、その条件を議会議員と協議して、途中脱退も視野に入れての参加表明でした。

これだけ大規模な一般廃棄物中間

処理施設に見合う村の公共用地は存在しないし、個人の所有地を村が勝手に差し出すわけにもいきません。また、候補地がなく協議会に参加した場合の他の市町への影響、費用対効果も考えました。村の現状は、生ごみの処理についても一定の方向が見出せたことにより、当面、ごみ問題に関して特に問題ないと思っています。

## 2. 福祉行政について

**質** 村が執行する予算については、住民基本台帳に登載されている人に対して実施されていることと思う。

乳児から高校在学中の子どもの中で、他の自治体に生活実態があり、本村に住民登録している人、また本村に生活の実態があり、他の自治体の保育所などを利用されている世帯について、数字によりお示し願いたい。

**答** 住民票は居住地があるところで登録されています。

**質** 国の制度として始まる①広域保育②乳児医療③1歳未満の乳児に支給する紙おむつのサービスの実施について、どのような考え方をお持ちなのかお聞かせいただきたい。

特に、ここで問題になるのは、本村に住民票を置いて、他市町の保育所・幼稚園を利用する場合に、村が補助金を支出していることを含めて、村への税収と不在住民に対する行政サービスに係る費用はどれくらいの支出があるのか、十分把握する必要があると考える。

とりわけ広域保育については、制度が始まる前までに矛盾点を考察し、対策を講ずるべきであったのではないかと考える。

村長として、今回の問題を早急に解消していただきたい。

**答** ①待機児童解消のために、保護者が希望すれば、希望の保育所などに入ることができる施策です。

②乳児医療については、村内に住民票を有し、18歳に達する年度末までの人が対象になります。

③乳児の紙おむつについては、保健師の家庭訪問などで住居要件を確認して、その実態により支給をしています。

今後、近隣の市町の実態などを十分踏まえ、検討したいと考えています。

## 岡 本 隆 次 議員

### 1. 村営住宅建設について

**質** ①測量をするのか、地質調査をするのか聞きたい。

場所は追上ごみ集積場前と聞いていますが、用地地権者の人数、用地費用、広さ、何戸予定しているのか、一戸建てにするのか、集合住宅にするのか聞きたい。

また、中学校跡地に建設する考えはないのか。

**答** 用地地権者の人数は4人です。用地費について、まだ具体的な計算を起こしていません。面積は約2,400m<sup>2</sup>です。

その他については、まだ基本構想ができていないので、申し上げられません。

調査は、現況地盤から5m程度の地盤の支持力を静定サウンディング法により調査する予定です。

現状は追上ということで、事前に地質調査します。中学校の跡地については、検討させていただきます。

### 2. 18歳以上の選挙権について

**質** ①先の参議院選挙において選挙権年齢が18歳以上となったが、本村では、新しく選挙権を得たのは何人か。

**答** ②投票されたのは何人か。選挙違反など、諸問題も抱えているわけで、選挙啓発に力を入れてほしい。

**答** 公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布

され、公布の日から起算して1年を経過した日、平成28年6月19日から施行されました。この法律は、翌月の7月10日執行の参議院議員通常選挙において適用されています。

①この改正された法律により新たに選挙権を得た18歳と19歳の人数は、それぞれ18歳が13人、19歳が24人、合わせて37人です。

②投票された人は、約半数の17人、45.9%です。

## 加 藤 秀 敷 議員

### 1. 村営簡易水道について

**質** ①未加入の家庭について、一日も早く計画を実現していただきたい。

安全な水を各家庭に送るのは行政の責務と思う。

**答** 本村における現在の簡易水道未加入戸数は、49戸です。その中で、給水区域内にあるご家庭は21戸、給水区域外が28戸です。給水区域内の21戸について、簡易水道に加入するにあたり、計画変更を待たずできます。

条件など今までの経緯を確認し、事業化できる制度があるのか、今、担当者が確認をしています。できるだけ早い時期に、給水区域内の家庭については、簡易水道に加入していくだけるように取り組みを進めます。

給水区域外の28戸については、すぐに簡易水道に加入していただくということができません。給水区域外の皆さまの現在の状況など、ご意向をお伺いしたうえで検討させていただきます。

### 2. 県道勝浦佐那河内線（日ノ浦工区）について

**質** ①この区間は、現在、どのようにになっているか。

②一部は非常に幅員が狭く、路線バスさえやっと通れるところ、落石など、非常に危険なところもある。

今後、工事はできるのか。一日も早い着工、あるいは用地交渉、また用地の測量などを願いたい。

**答** ①当工区は、未改良区間が2か所に分かれて残っています。

このうち、小河武様宅下から嵯峨方面へ190mの間については、すでに道路改良計画が策定されていて、現在の進捗状況は、地質調査、測量を経て、道路詳細設計が作成済みです。

②今後は、用地境界立会、用地測量などの調査を行い、用地交渉が調べば、工事の着手となります。

平成24年度に、改良済み区間からさらに西側約110mの間については、見通しも悪く、乗用車同士の対向も危険なほど道路狭小部ということで、改良が急がれる部分です。

村として、できる限り地権者に協力依頼を行いながら、早期に完成するよう努力します。

### 3. 農業振興について

**質** ①農業用水について、今夏のよう干ばつが続くと水不足になる。

用水の確保について、本村では、どれくらいの用水路があり、ため池があるか。また調査はしたことがありますか。

ため池は、村が管理してはどうか。

**答** 関係機関とも協議し、村ができることができるのか検討したいと思っています。

ため池の数、用水の延長についても早急に調査をして、状態を把握したいと思っています。

**質** ②鳥獣害対策について

本年度になってからはどれくらいの捕獲ができているのか。

今後、この対策について、どのように考えているか。

**答** 村では、有害鳥獣駆除班による駆除のほか、本年4月から独自

に駆除員を雇用し、被害対策を講じています。

また、捕獲おりや電気おりの設置による被害防止策も行っています。

この5ヶ月間の捕獲員による有害鳥獣の駆除実績は、猿2匹、イノシシ14頭、鹿25頭、タヌキ18匹とハクビシン4匹となっています。

本年、佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会の事業を活用し、猿の大型捕獲おりを3か所村内で設置するということを常会などで周知させていただきましたが、現在、ちょうど3か所から申し出をいただいている。

有害鳥獣の駆除についても、役場が行政として精いっぱい取り組むという姿勢に変わりありません。

地域の人も、いろいろな形で、追いかね、電気柵の設置などご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

## 議会行事出席報告

（ ）場所・（ ）出席者

平成28年9月

9月2日 議員協議会（議会事務局）全員協議会（農振センター）（全議員）

9日 9月定例会開会・議案審議（役場3F議場・農振センター）（全議員）

12日 決算審査（役場会議室）（全議員）

13日 決算審査・議員協議会（議会事務局）（全議員）

15日 9月定例会一般質問（役場3F議場）（全議員）

16日 9月定例会閉会（役場3F議場）（全議員）

17日 明治大学ファームステイ意見交換会（農振センター）仁羽議長外4名

23日 例月出納検査（議会事務局）（井開・瀧倉監査委員）

23日 農業委員会総会（農振センター）（加藤議員）

25日 佐那河内村敬老会（村民体育館）（全議員）

29日 国道438号・439号改良促進期成同盟会総会（三好市）（岡本副議長・新居・石本議員）

29日

（ ）四国四県町村長・議長大会（愛媛県）（仁羽議長、事務局）

30日

## 平成28年度 敬老会開催



金婚式 代表  
中野實さん・春子さん夫妻

9月25日(日)、本年度75歳以上になられる人や金婚者をお招きし、村民をあげて長寿と健康を祝福することを目的に開催しました。

213人の出席をいただき、保育所、老人会、すだち連などさまざまな余興に楽しいひとときを過ごしました。



敬老年金贈呈  
森岡 美枝さん



傘寿代表  
山岡 フサさん



米寿代表  
喜田 福子さん



被招待者代表謝辞  
元木 秀男さん



### 敬老会招待者

75歳以上招待者	616人
うち米寿（88歳）	29人
うち高齢者（80歳）	37人
金婚者	19組

9/4  
(日)

## 消防団ポンプ連結訓練

9月の防災月間に合わせて、村消防団では午前6時より南浦ふれあいグラウンド上駐車場を火点として、山火事を想定したポンプ連結訓練を行いました。各分団詰所から出動し現場に到着後、第一ポンプ・第二ポンプへとホースを連結し、放水を始めました。

いざというときの対応の仕方、ポンプの使い方など実践ながらの訓練が出来ました。消防団の皆さん、お疲れ様でした。



9/9  
(金)

## LOVE さなごうち主催 第2回「野菜の学校」

野菜の学校第2回目は、多仁政子さんの自宅の畠で大根、ニンジン、サラダカブの直まきを行いました。

- ① 土に溝をつけてその溝の中に種をまきます。(種をまく最初の時には防虫剤を使わないとなかなか育たないことがあります。その時は育ってからボカシ肥料を使って、なるべく減農薬で作るようにします。)
- ② 土の乾燥・雑草の防除と地温調節のために水をかけてからビニールをかぶせました。隣でブロッコリー、キャベツ、白菜を移植しました。
- ③ しっかり水やりをします。苗が倒れている場合は、土をかぶせて支えます。

これまで野菜づくりをしたことがなかった人も、メモを取りながら楽しく勉強しています。収穫時期が楽しみです。



9/16  
(金)

## 保小中合同避難訓練



保育所の子どもたちの手を引いて避難する中学生たち。訓練の内容が理解できない小さい子でも、普段と違った雰囲気に大切なことだと感じてくれたようです。

みんな落ち着いて行動することが出来ました。

保育所、小・中学校合同で地震発生後に火災がおきたという想定の避難訓練を行いました。10時45分に緊急地震速報のアナウンスが流れると、保育所、小・中学校の児童・生徒たちは小・中学校運動場に集まり、消防車の放水の様子を見学しました。小・中学校児童・生徒4人が代表で防火衣を着て放水体験し、終わった後は全員整列して、土砂災害などの二次災害を想定して校舎2階へ避難しました。村消防団機動隊長の富長伸司さんからは、「村内で火災があった場合は消防団が出動し、みなさんのお父さんが消火活動を行います。お父さんが日々消防訓練し有事のときは出動するなど頑張っていること、災害があったときは今日の訓練のように行動することを心にとめておいてください。」と話があり、子どもたちはみんな真剣な表情で聞いていました。



## 過去最長？ヘビの抜け殻

嵯峨の荒河梅子さんからとても長いヘビの抜け殻を拾ったとの情報を頂きました。長さはなんと195センチ！今年の5月5日にすだち観光バス車庫近くの石垣で見つけたそうです。「石垣の隙間で脱皮したと思われる。過去にも2回見つけたことがあるが、今回は一番大きい。」と荒河さん。

ネイチャーセンター市原さんによると、「アオダイショウと思われるが2m近くとなると大きいものと言える。脱皮直後であれば抜け殻が完全な形で見つかることもあるので、ほかの地域でも見つかるかもしれない。」とのことでした。いつか2mを超える大物に出会えるかもしれませんね。



# 村の話題

10/1  
(土)

## 保育所運動会

心配されていた雨もなく、子どもたちはたくさんの声援を受けながら、この日のために練習してきた成果を披露してくれました。保護者との親子競技に加え異年齢との交流や小学生など地域の皆さんとの連携を大切にした種目もあり、その場にいる全員が一体となった運動会でした。最後にはお家の人に「頑張ったね。」と笑顔で迎えてもらい、また一つ大きくなった子どもたちでした。



つき組のみんなにとっては最後の運動会。お兄ちゃんお姉ちゃんらしく自分の力を出しきつっていました。



2歳児と3歳児合同での買い物競走。自分の買う物を迷わずかごに入れることができました。

友だちと力を合わせた組み体操。大きな拍手が起こりました。



8月19日(金)～20日(土)の2日間、東京都において、すだち販売促進活動を実施しました。

徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会の事業として実施されるこの販売促進活動は、毎年行われています。

1日目の8月19日(金)は、【東京青果・東京シティー青果・東京千住青果】などの市場と、「すだちうどん」を提供している【なか卯】を訪問し、すだちの販売や消費について依頼及び意見交換を行いました。

2日目の8月20日(土)は、イトーヨーカドー西新井店において、すだち及び佐那河内村のPRイベントを実施しました。午前11時からと午後1時からの2回イベントを行い、村長のあいさつや、高円寺の「ひょっこり連」による阿波おどりも行われ、即売会では500グラムと1キログラムの化粧箱のすだちがほぼ完売するなど、好評のうちに終了しました。

# 平成28年度 明治大学ファームステイ研修

9月12日(月)～9月18日(日)

## ファームステイ研修とは？

明治大学農学部食料環境政策科の学生たちが農家に民泊し、農業体験を行う事業です。学生にとっては実際に現地で農家の暮らしや仕事を体験することを通じ、農業の実態に触れることができる貴重な機会となります。現在、全国約10か所の地域で実施されていて、村では農家の皆さんのご協力のもと、今年で事業10年目を迎えました。

今年も明治大学農学部2年生の学生10人（男性4人、女性6人）が、佐那河内村にやってきました。

初日は、徳島市農協農産工場及び選果場を見学し、すだちの搾汁の様子や選果・出荷について学びました。その後、受け入れ農家との対面式を行いました。

河野富士子さん（明見谷）、小谷洋二さん（南野）、東野弘之さん（丸田）、富長伸司さん（水上）、彦上亜依さん（平尾）の5軒の農家が受け入れに協力してくださいました。

対面式の翌日から本格的に農業体験が始まりましたが、現地を訪れると、すだちのトゲなどに苦戦しながらもすだちの収穫に真剣に取り組んでいました。最初は慣れない農作業でしたが、農家の皆さん指導もあり、最終日近くになるとすっかり慣れた様子で作業に



励んでいました。作業の休憩中には受け入れ農家の人が手伝いに来てくれている人とも和気あいあいと話す姿も見られました。研修中、学生たちは受け入れ農家の皆さんと大川原高原に行ったり、朝早くからグラウンドゴルフを楽しむなど、受け入れ農家の皆さんと交流しながら充実した研修期間を過ごしたようでした。

すだちの食べ方も知ってもらおうと企画したすだち料理教室では、いりめしやそば米汁、すだちゼリーなど地元ならではの料理を学生たちで作り、意見交換会で振る舞いました。

意見交換会では、佐那河内村での研修を通じて、都市部とは違い、地域の人々のつながりの強さがとても印象に残ったという声やすだちのおいしさをどんどん広めたいといった声が多く聞かれました。



ファームステイ研修にご協力頂いた皆様、  
誠にありがとうございました。

## 農地パトロール・荒廃農地調査を行いました

佐那河内村農業委員会では、8月から10月までを「農地パトロール月間」として、今年度は8月中旬に村内全域を6地区に分けて農業委員が巡回し、農地を有効に利用しているかを調査しました。調査中、現地へ



遊休農地への  
管理指導、利  
用意向調査を  
行いますので  
ご協力をお願  
いいたします。  
の立ち入りな  
どへご協力い  
ただき、誠に  
ありがとうございました。  
今回の調査を  
もとに違反転  
用への指導、



同時に荒廃農地調査も実施しています。荒廃農地調査はすでに原野化していて農地として復元不可能で、かつ復元しても周囲の状況からみて、継続して利用されることができないと見込まれる農地について、農業委員会が農地・非農地の判断を行います。

## 農地所有者の皆さんへ

### ●遊休農地の課税強化について

農業委員会に関する法律が一部改正され、平成28年4月に施行されました。これに伴い遊休農地であり、草刈りなどの維持管理が不適切で農地としての利用見込みのない農地で、自ら管理もせず、農地中間管理機構への貸付の意思の無い農地については、農業委員会として所有者に対して、「遊休農地について農地中間管理機構と協議すべきこと」を勧告します。

**勧告を行った農地については、課税強化となります。**

※協議勧告が行われる前に実施される利用意向調査において、所有者が農地中間管理機構への貸付けの意思を表明した場合には、農地中間管理機構側の事情で貸付が行われていなくても、勧告が行われることはありません。また、すでに森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合にも勧告が行われることはありません。

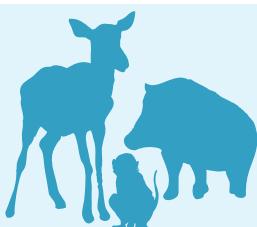
### ●実施時期について

勧告された農地は税制改正により平成29年度から新たな評価方法で固定資産税が課税強化されますのでご注意ください。なお、固定資産税の基準日は平成29年1月1日となっていますので、平成29年1月1日時点で協議勧告がなされている場合には課税強化が行われることになります。

## お知らせ

猪やシカなどの鳥獣被害でお困りの方はご連絡ください。  
駆除や被害調査、防護、追い払いのアドバイスなどを行っています。

電話080-2972-3528（有害鳥獣捕獲等専門員 西内 守）



# 災害に備えよう 5

## AED の正しい使い方

けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。そんな時に公共の場所や職場でできる、AED の正しい使い方についてご説明します。

① AED を傷病者の横に置き、ケースから本体を取り出す。

② AED の電源を入れる。

③ 電極パッドを胸に貼る。

●電極パッドは、皮膚にしっかりと貼り付ける。

④ 心電図の解析

●電極パッドを貼りつけると「体に触れないでください」と音声メッセージが流れる。

●自動的に心電図の解析が始まる。



⑤ ショックボタンを押す

●AED が電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、充電が始まる。

●充電が完了すると、「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが流れるので、周りに注意を促し、傷病者に触れていないことを確認して、「ショックボタン」を押す。



⑥ 胸骨圧迫を再開

●電気ショックの完了後、音声メッセージに従って、胸骨圧迫30回、人工呼吸2回（省略する場合もあり。）を繰り返し行う。2分後には再度ショックが必要か解析が始まるので、音声に従う。

## 村内 AED 設置場所（15か所）

	施設名	配置場所		施設名	所在地
1	佐那河内村役場	役場玄関	9	ネイチャーセンター	玄関横
2	村民体育館	運動場側舞台横	10	中央運動公園管理棟	玄関横
3	小・中学校	玄関前（屋外）	11	すだち観光	救急患者輸送車内
4	保育所	玄関横	12	市農協佐那河内支所	玄関横
5	消防団第3分団	保健センター内	13	健祥会ハイジ	1階事務所内
6	消防団第5分団	格納庫内	14	消防団本部	ポンプ車内
7	消防団第6分団	格納庫内	15	市農協嵯峨出張所	
8	消防団第7分団	格納庫内			

# 平成29年度 保育所利用申し込みについて

## ■ 申し込み手続きについて

保育所を利用する人は、利用申し込みと合わせて保育の必要性の認定（支給認定）の申請をして支給認定を受けなければなりません。

- 保護者は、「保育の必要性」の認定と保育所利用申し込みを村へします。  
『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書』 \*用紙は、保育所・役場にあります。
- 村から保護者に 『支給認定証』 が交付されます。
  - \* 1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合
  - \* 2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合
  - \* 3号認定 満3未満で保育所利用の場合

\* 村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。
- 村から『入所承諾通知書』、『保育料決定通知書』を送付します。

3つの  
認定区分

## ■ 保育所を利用できる児童について

- 村内に住民登録し、現に保護者などと共に村内に居住している家庭の児童
  - \* 村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申込みしていただきます。
  - \* 村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申込みはできますが、まずお住まいの保育所担当窓口にてご相談ください。

## ■ 支給認定申請及び保育所利用申込みの受付について

- 受付期間 平成28年12月1日 [木] から平成28年12月16日 [金]
- 受付場所 佐那河内村役場 健康福祉課

## ■ 保育の必要性の認定〔支給認定〕について

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出資料に基づき審査します。

〈認定要件〉	必要書類
(1) 就労している	就労証明書（自営申告書）
(2) 妊娠・出産	母子手帳（保護者名および分娩予定日のコピー）
(3) 保護者の疾病・障がいを有している	医師による診断書、又は障害者手帳のコピーなど
(4) 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5) 震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備を含む）	求職活動状況申告書
(7) 就学（職業訓練）	学生証、又は在学証明書
(8) 虐待やDVのおそれがある	保護証明など
(9) 育休取得時の継続利用	就労証明書
(10) その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

### 〈保育の必要量〔保育標準時間・保育短時間〕〉

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間までの利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間までの利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。〈保育標準時間〉と〈保育短時間〉では、利用できる時間や利用料が異なります。

保育標準時間	平日の7:30から18:30まで（最長11時間）
保育短時間	平日の8:30から16:30まで（最長8時間）

◎土曜保育利用については、申込時にご相談ください。

# 「女性のためのココロとからだのセミナー」

## 参加者募集！

日 時	平成28年11月12日（土） 9時～11時45分（8時45分受付）（講演会9時～ 座談会10時～）
場 所	農業総合振興センター 2階大和室
定 員	20人（講演会・座談会両方に参加できる人、先着順）
参 加 費	無料
受付期間	平成28年10月15日～定員に達するまで
内 容	講演会 演題「～自分と向き合いすぎて生きる～知りたい乳がんのこと。」



講師：元歯科衛生士・現在アダルトチルドレン専門カウンセラー  
西川ゆうこさん

日本人女性の12人に1人が乳がんにかかると言われています。もはや他人事ではなくなった乳がん。西川さん自身が経験されたことを通じて、伝えたいことがたくさんあります。

「大切な自分を、もっともっと大切にできよう」

### 座談会 「ホンネの女子会☆座談会」

テーマ：あるべき論は抜きにして、  
“村”のこと話し合ってみませんか？

アロマコーディネーター  
彦上 亜依さん厳選！  
癒しのハーブティー付



その他 保育所児童は土曜保育をご利用いただけます。

申し込み・問い合わせ先：住民税務課

目指せフルマラソン！

## 走ろう会メンバー募集！（初心者大歓迎・年齢問いません）



体力づくり、健康づくりのために一緒に楽しく走りませんか？  
ランニングは心の疲れ、ストレスも解消してくれます。  
どなたでも気軽にご参加ください。

- ◆日 時：毎週土曜日 8：30～ 直接お越し頂いても結構です！
- ◆場 所：朝宮神社
- ◆連絡先：090-1327-5774（平岡）
- ◆コース：朝宮～旧府能トンネル～鬼籠野～神山道の駅（往復でハーフマラソン程度の距離です。）  
神山・佐那河内の素晴らしい景観がたくさん見られます。  
初心者は歩くことから始めましょう。  
基本的な動きの説明やストレッチ体操をしてから始めるようにします。

# 木造住宅耐震化促進事業のお知らせ



## 南海地震への備え

今後30年以内に発生する  
確率は70%程度

( 平成16年9月1日を起点、政府の地震調査 )  
委員会発表

○耐震診断とは、建物が地震に対して耐えられるかどうかを総合的に判定することです。現地調査を基に、地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい・壁の割合、老朽化など、それぞれの評点を求めて、それらを乗じた数値で表します。この数値が、地震に対する建物の抵抗力の大きさを示し、「安全」や「やや危険」などと判定されます。

古くなった木造住宅に  
被害の割合が高い

○大規模な地震が発生すると、「新耐震基準（昭和56年制定）以前に建築された木造住宅」に多くの被害が想定されています。（阪神・淡路大震災の被害状況）

### 1 木造住宅耐震改修支援事業

#### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造

住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

#### 2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）

高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事

- ② 耐震改修工事

改修後の評点を1.0以上にする耐震改修工事

#### 3. 自己負担金

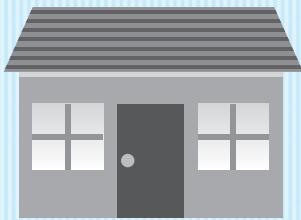
- ① 補助対象経費の2／3以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）



木造住宅耐震化促進事業のお申し込みは、  
申込書、添付書類を添えて

4月1日～2月28日まで（申込先着順）

•申込書、申込先 建設課 住宅担当•



## あなたのお家の 耐震診断 を 受けてみませんか？

### 2 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

#### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

#### 2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）

高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事

- ② 耐震改修工事（I～IIIのうち一つ以上選択）

I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事

（ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上にするものに限る）

II. 耐震シェルターまたは耐震ベットの設置工事（持家に限る）

III. 一部屋補強などのI IIに相当する工事

- ③ リフォーム工事（任意）

省エネルギー化に資すると村長が認める工事

バリアフリー化に資すると村長が認める工事

コンクリートブロック塀などの撤去

#### 3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の1／2以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）
- ② 工事費が20万円以上

### 3 住宅の住替え支援事業

#### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 現在居住している住宅
- ③ 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

#### 2. 補助対象工事

- ① 住宅の建替えまたは他所へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

#### 3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の2／5以下で、最高30万円（千円未満切り捨て）



## 4 木造住宅耐震診断支援事業

### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- ③ 平屋または2階建て住宅（3階建て以上は対象外）（併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含みます）
- ④ 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの。

### 2. 耐震診断を行う診断員

診断員は県の講習を受けた建築士で、木造住宅耐震診断員の登録証を携帯しています。また、診断した住宅に対し営業活動は一切行いません。

### 3. 採用する耐震診断法

国土交通省住宅局が監修し、（財）日本建築防災協会が編集した耐震精密診断による診断法を基にし、独自の手法を加えたプログラムを採用します。（徳島県耐震診断マニュアル・徳島県耐震診断業務マニュアルなど）

### 4. 評点

診断員が現地調査を行い、地盤・基礎、建物の形・壁の配置、筋かい強さ・壁の割合、老朽度などについてそれぞれの評価を求めたのち、建物全体の評価を数値で表します。

この数値が地震に対する建物の安全性を表しており下表のように区分されます。

評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

### 5. 自己負担金

- ① 一戸建ての場合、3,000円必要です。（2戸以上の共同住宅・長屋などの場合は、6,000円必要です。）
- ② 現地調査終了後に診断員に直接お支払いください。

### 6. 申込書類

木造住宅耐震診断申込書（建設課にあります。）、外観写真（サービス判2枚）、建築時期のわかる書類（建築確認通知書、建築物の登記簿など）

## 5 耐震シェルター設置支援事業

### 1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅

- ① 高齢者のみで構成される世帯が、現在居住する住宅
- ② 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 市町村長が別に定める要件を満たしたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

### 2. 補助対象工事

高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事と併せて行う、耐震シェルターを設置する工事に要する経費

### 3. 自己負担金

- ① 補助対象経費の4／5以下で、最高80万円（千円未満切り捨て）
- ② 工事費が30万円以上



※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限りますので、事前に建設課住宅担当までお問い合わせください。

# 住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m<sup>2</sup>以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

予算の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った人から交付します。

## 1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

## 2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

## 3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成29年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

## 4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

## 5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

# 平成28年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成28年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。この機会に受診してください。

## ●がん検診日程および場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成28年10月20日（木） 【受付は終了しています】	佐那河内村農業総合振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8：30～11：00
平成28年11月5日（土） 【受付は終了しています】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30
平成28年12月9日（金） 【申込み期限：11月18日（金）】	佐那河内村農業総合振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。〕

## ●がん検診内容および負担金

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の方は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成28年度において満40歳となる村民 (S51年4月1日～S52年3月31日生まれの人) ② 平成15年度から平成27年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であつて、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成27年度に受診された人は、平成29年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月9日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月9日（金）の村内で行う検診では、歯科健診及び口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

# こくねんニュース

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

### 年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を送付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されているねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

**今年度より電話番号が変更されています。おかげ間違いにご注意ください。**

#### ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

**0570-003-004** (ナビダイヤル) 050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6630-2525**

- 自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

**受付期間 平成28年11月1日(火)～平成29年3月15日(水)**

**受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00**

\*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかげ間違いにはご注意ください。

## 国保 脳ドック について

対象者	村の国民健康保険加入者で40歳～74歳までの人 (ただし、2年に1回の受診となります。平成27年度に受診された人は、受診できません。)
期間	平成28年7月1日～平成28年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。**同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

# 村育通信

Vol. 13



先月16日に、村育推進協議会の活動について、徳島県教育委員会より視察がありました。

教育次長、社会教育委員、生涯学習課、計6人がいらっしゃいました。

地域おこし協力隊の丸井淳子さんによるオールイングリッシュの放課後英語活動を見学され、子どもたちの生き生きとした英語活動の様子を評価していただきました。

また、徳島新聞・四国放送に授業の様子を取材していただきました。

見学後の会議では、村育推進協議会の仕組みやコーディネーターの必要性など、地域学校協働本部として、地域と学校の連携・協働について指導していただきました。

視察を受けて、村育推進協議会では、28日に第3回の会議を行いました。

前期の活動報告と、今後の活動内容に加え、地域と学校が連携協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるしくみについて話し合いました。

地域の皆さんによる学校への支援活動が、先生の異動によって途切れたりすることもあり、一貫・継続した活動となりにくい環境であることを改善するため、村育推進協議会を基盤として、今までの地域と学校のあり方を「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」へ発展させたいと考えています。そして、村育推進協議会を地域学校協働本部として位置づけ、地域と学校のコーディネーターを配置し、地域と学校の協働活動を一貫・継続できるように環境を整えていきたいと考えています。



# 地域 おこし 協力隊

Let's Enjoy

English!

丸井淳子

## No more Japanese! Only English!

I provide after school English lesson where students speak only in English. I use English even in emergency situations like earthquakes. Even though, children behave badly, I speak to naughty children in English. At first, children were just surprised by my lesson completely in English. Now they got the skills to listen carefully and understand well even though I explain the rules of games or phonics in English. I'd like to talk more about how to teach English only in English for the younger students.

### \*Patiently

Children always want to know the reason or meaning of activities. They get stressed without them when teachers provide some activities of the lesson. In the beginning, it was the test of endurance. I said to them, "I speak only English!" every time and explained why I spoke only English lucidly and clearly using easy words to make them understand.

### \*Making agreement

Teachers have to consider the behavior of even very young students (1<sup>st</sup> graders and 2<sup>nd</sup> graders) as that of adults, not as younger immature children. They have to explain what they are going to do at the lessons and what is the goal and purpose. Then teachers make them to promise to speak only English during the lesson. Teachers should not think that they are too young or their social skills are not developed. Teachers should provide interesting and exciting lessons for them. Then they will try to keep the promise not to speak Japanese. This is a very important point and children don't whisper or talk with each other in Japanese.

### \*Encouragement from a bottom of the heart

If teachers want children to keep their promise and follow their instructions, it is not enough to tell them. On the other hand, if teachers want to make them understand clearly, it is important to watch their eyes and tell them to their heart. Children understand whether their teachers are telling them good points or bad points. When children keep their promise, I sit down at the level of children's eyesight and touch their shoulders or cheeks and watch their eyes and tell them good points.

I still work hard to improve my teaching skills. One thing I can say confidently is that I've never scolded students for over 25 years.

### 和訳 英語は英語だけで教える！

放課後英語活動では、英語だけでレッスンを進めています。レッスンでは、よほどのことがない限り（地震などで避難する時など）日本語は使わず、行いを注意する時も、英語で言います。最初はあっけに取られていた子どもたちも、今では、英語だけのレッスンが当たり前になって、ゲームやフォニックスのルールを説明しても、分かった顔をして集中して聞いています。今回は、英語を英語で教えるコツを教えます。

### \*根気よく。

子どもはいつも理由を知りたがっています。理由も分からず押しつけられる事はストレスがかかり、ますます落ち着きがなくなります。最初のうちは、子どもたちと根競べです。毎回、「I speak only English！」と言って、なぜ英語でレッスンをするのか、分かりやすく、何度も丁寧に説明します。

### \*約束をさせる。

どんなに小さい学年でも、一人の人間として、しっかりと理由を理解させた後、英語だけで進めることを約束させます。小さいから、社会性がまだそなわってないから、理解しない、約束しない、と勝手に決め付けません。レッスンを創意工夫して、子どもたちに飽きさせないレッスンをすると、子どもたちは、楽しいレッスンのためにも、私語を慎み、約束を守ろうとします。この点は、指導者としてとても大事なポイントです。

### \*目をみてほめる

子どもたちに約束を守り、約束に従ってもらうには、耳に届くだけでは不十分です。その一方で、子どもたちに指導者の思いをより深く理解してもらうためには、目をしっかりとみて、子どもたちの心に届くように伝えることが大切です。英語でも良い事を言っているのか、悪い事を言っているのか、子どもは理解できます。約束が守れいたら、子ども目の線まで下がって、肩を抱いたり頬に手をやって、目をみて英語で褒めます。

私はまだまだ毎回のレッスンの中で、自分の足りない点に気づくことがあります、ひとつだけ自信をもって言えることは、25年間、一度も頭ごなしに生徒を怒ったことがないことです。

駐在所だより

# 平成28年 全国地域安全運動

10月11日(火)～10月20日(木)

犯罪のない安全で明るく住みよい地域社会を実現するため、10月11日から20日までの10日間「全国地域安全運動」を実施します。

この運動は、公益社団法人徳島県防犯協会を始めとする地域安全に関する機関・団体および警察が期間を定め地域安全運動を強化するとともにその相互間の一層の連携を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。

## 運動の推進重点

### 子ども・女性の犯罪被害防止

見通しの悪い場所や夜暗い場所など地域の危険な場所を確認しましょう。

### 特殊詐欺防止

振り込め詐欺など電話でお金の話が出たら、一旦冷静になり、まず家族や警察に相談しましょう。

### 特殊詐欺防止

徳島東署管内においても夜間、侵入窃盗被害が発生しています。

外出時なども含めて施錠は確実にする、無造作に現金を屋内に放置せず貴重品の整理をするといった工夫をして犯罪防止に努めましょう。

## 村に新しく駐在所長が赴任されました

9月号で紹介した村田巡査長に代わり、正式に佐那河内村駐在所長として徳島県東警察署の高月警部補が赴任されました。皆さんにご紹介します。

初めまして。10月1日より佐那河内駐在所長として勤務しています。佐那河内村のイメージは大川原高原やももいちごがありましたが、こちらに来てから地域の皆さんの人柄の良さを感じています。これから地域の皆さんとともにイベントやキャンペーン活動を行い、安心安全な村づくりに貢献したいと思っています。よろしくお願いします。



## 平成28年度 秋の全国交通安全運動

9月21日(水)～9月30日(金)

9/23  
(金)

### 交通安全街頭キャンペーンを行いました



9月21日(水)から9月30日(金)までの間、平成28年度秋の全国交通安全運動が行われ、本村でも大宮神社前のバス回転場で交通安全を呼びかける街頭キャンペーンを行いました。小中学生や交通安全母の会のメンバー、村ドライバーズクラブ、東警察署、学校関係者などのご協力のもと、午前7時よりキャンペーンのチラシやグッズを配布しました。一人ひとりの心がけで事故は防げます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう。



## 生活困窮者を取り巻く現状と課題

(公財)反差別・人権研究みえ常務兼事務局長

松村 元樹さん

9月21日職員研修と人権大学で(公財)反差別・人権研究みえ常務兼事務局長の松村元樹さんを講師にお招きし、「生活困窮者を取り巻く現状と課題」と題してご講演いただきました。

松村さんは生活困窮者、特に子育て世帯・子どもの貧困についてお話ししてくださいました。報道によると、子育て貧困世帯は20年で倍増していて、給食がない夏休みに子どもが痩せるという現象も起きているとのことです。日本は裕福な国というイメージがあるかもしれません、ひとり親世帯の貧困率はOECD諸国\*でワースト1です(OECD諸国2010年のデータより)。

松村さんが住む伊賀市では、地域のボランティアで「こども食堂」を運営していて、決まった日に貧困世帯の子どもを中心にバランスのとれた夕食を提供しています。その他にも学校の復習中心の学習支援を週1回行っているそうです。

家庭・地域・学校・行政関係なく、みんなで子どもを見守り育てるという取組例を聞かせていただきました。

\*OECD:「Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構」の略

現在の加盟国はEU加盟国22か国とその他13か国の計35か国

### 佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

## さなごうちスポーツクラブ案内

11月

〈農振センター〉  
2階和室

健康体操教室  
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球  
19:30~21:00  
※バドミントン  
20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

#### お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内)  
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
		健康体操教室		卓球		
13	14	15	16	17	18	19
			卓球			
20	21	22	23	24	25	26
					バドミントン	
27	28	29	30			
		健康体操教室				

## 募集

### 剪定講習会

シルバー人材センターでは、会員及び一般住民の剪定技能アップと技能習得のため、庭木の剪定講習会を開催します。

1. 対象者 人材センター会員（おおむね60歳以上の人）及び一般住民

2. 定員 15人  
 3. 受講料 無料  
 4. 開催場所 村役場前など  
 5. 講習日 平成28年11月17日(木)・18日(金)  
 庭木の剪定  
 講習時間 両日とも 9:30～15:00

### 男性の料理講習会

高齢化が進行するなか、生活に欠かせないひとつとして食があります。

自分自身の健康を保つためまたこれまであまり料理をしたことがない男性を対象に料理講習会を開催します。

1. 開催日時

平成28年11月10日(木)・11日(金)  
 両日とも 9:30～13:00

2. 開催場所

佐那河内村農業総合振興センター

3. 対象者

男性（なるべく2回参加出来る人）

4. 内容

- ・血圧測定、身体計測外 9:30～
- ・調理実習 10:30～

5. 持参品

- ・エプロン、三角巾、筆記用具 1回(材料代200円)

お申し込み・お問い合わせは

社会福祉協議会

## 日常生活自立支援事業

このようなことで  
お困りではありませんか？



福祉サービスの書類や  
利用の仕方がわからない。

公共料金の支払いや  
お金の出し入れをしてほしい。



通帳や印鑑  
大切な書類を  
なくしてしまった。

高齢者や障がい者の皆さん、安心して暮らせるお手伝いをします。

- 基本サービス ①福祉サービス利用援助  
 選択サービス ②日常的金銭管理  
 利用料 ③書類など預かりサービス

利用料  
 1回1,500円（1時間程度）

対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい  
者などの人で判断能力が十分でない人。

※同時に本事業の契約内容に関して判断  
しうる能力を有していること。

### ●善意銀行だより●

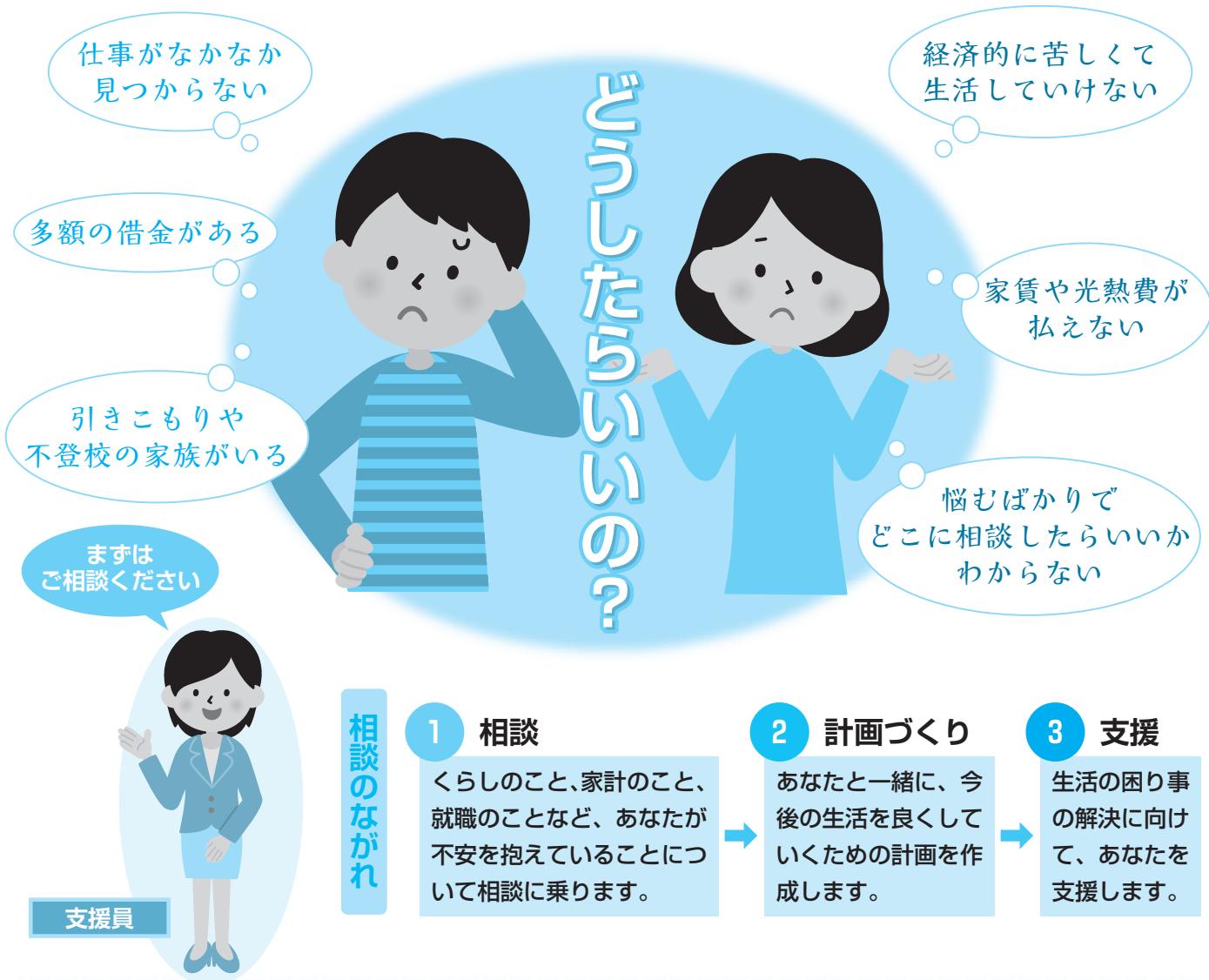
●福井人司様……金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

# お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談  
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が  
お住まいの地域で相談できるよう  
各町村の社会福祉協議会に  
「くらしサポートセンター」を開設しています。



## くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4101 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内

電話679-2304 IP5007 FAX679-2380

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

# 佐那河内村地域包括支援センターだより

10月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

10月 24日(月) いきいき体操教室 農振センター 13:30~15:30

10月 25日(火) 健康料理教室 農振センター 10:00~13:00

11月 10日(木) いきいき体操教室 根郷集会所 11:30~12:30

10月 26日(水) おしゃべりサロン 桜集会所 9:30~

どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。



サロン開催中に「いきいき百歳体操」に取り組んでいます。手や足の筋力アップを中心にゆったりとしたペースで行う気軽に取り組める体操です。サロンは夕方まで開催しているので、興味のある人はぜひ遊びに来てください。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

## 佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木



### 語り合い朗読会

### 『伝えたい村の話』

◎佐那河内村の村史「ふるさと佐那河内」の本を読んでいます。◎聞いて頂いて、皆で感想をお喋り。◎一緒に輪に入って、お話ししませんか。◎皆さま、もう新米を食べていらっしゃるでしょうね。◎先月の朗読会の時は、まだ稻が田んぼに残っていました。◎だから昔の水車小屋での精米や、食事の風景

の話をしました。◎皆で協力し合って一つ一つと成し遂げて、お米になっていった日々。◎貧しかったから大事にご飯を食べた日々。◎現代の当たり前の生活がありがたく感謝が湧いてきます。◎壇尻屋台も読ませていただきました。◎氏神様も秋の実りを喜んでくださって、そっと村を見守ってくださっていることでしょう。 ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 10月22日（土） 19時～20時

●場 所 農振センター 2階小和室

※連絡先 鈴木 (090-2156-7935)



個人情報に関する内容のため削除しています。

# 情報ボックス

マークの見方 時…時間 所…場所 対…対象  
持…持ち物 問…問い合わせ先

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
10/ 17	月	中間テスト(中)		
18	火	保育所 社会見学(4、5歳)	時 9:30~15:00 所 北島町防災センター	対 4、5歳児対象 3歳児以下園外保育
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~19日11:00まで 所 追上駐車場	
		遠足(中1、中3)	所 鷺羽山ハイランド	
20	木	老人会交流会(睦会)	時 10:00~12:30 所 保育所	冬野菜を植える
21	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30~21:00 所 農振センター2F大和室	対 特定健診で、血圧・血糖が少し高めの人 持 運動しやすい服装、水筒など
23	日	第50回村民体育祭	時 8:50集合 9:00開始 所 佐那河内小・中学校	10/30予備日
24	月	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
25	火	健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター1階会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロンなど
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~26日11:00まで 所 追上駐車場	
26	水	県学力ステップアップテスト(小4~中2)	所 小中学校	
27	木	わんぱく広場	時 10:00~ 所 保育所	子ども劇場来演
		生徒会役員選挙		
28	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30~21:00 所 農振センター2F大和室	対 特定健診で、血圧・血糖が少し高めの人 持 運動しやすい服装、水筒など
29	土	県小学校陸上運動記録会	時 10:00~ 所 ポカリスエットスタジアム	
		県中学校新人ソフトテニス大会	所 大神子テニスコート	
30	日	PTAミックスバレーボール大会	時 9:30~ 所 徳島市立体育館	
11/ 1	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~2日11:00まで 所 追上駐車場	
4	金	健康づくりチャレンジ教室	時 19:30~21:00 所 農振センター2F大和室	対 特定健診で、血圧・血糖が少し高めの人 持 運動しやすい服装、水筒など
		進路説明会(中3)		
5	土	県中学校新人バレーボール大会		
6	日	県中学校新人卓球大会	所 アミノバリューホール	
8	火	人権の日の集会(保育所)	時 10:00~ 所 保育所	「文の会」来所
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~9日11:00まで 所 追上駐車場	
10	木	男性の料理教室	時 9:30~ 所 農振センター1階会議室	対 なるべく2回参加出来る人
		保育所エコキャップリサイクル教室	時 10:00~11:15 所 保育所	
11	金	オリエンテーリング(小学校)	時 9:00~ 所 大宮神社方面	
		男性の料理教室	時 9:30~ 所 農振センター1階会議室	対 なるべく2回参加出来る人
		健康づくりチャレンジ教室	時 19:30~21:00 所 農振センター2F大和室	対 特定健診で、血圧・血糖が少し高めの人 持 運動しやすい服装、水筒など
14	月	心配ごと相談・行政相談 人権擁護相談・特別(法律)相談	時 8:30~12:00 所 農振センター1階	
15	火	ふれあい昼食会	時 10:00~14:00 所 農振センター1階会議室	
		すずらん会交流(いもほり・焼いも大会)	時 10:00~ 所 保育所	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00~16日11:00まで 所 追上駐車場	



## ヘビの黒化型

昔と違ってきた生き物がいる、とセンターの来館者の声を聴くことがあります。皆さん知っている身近な生き物で何かが違っている場合に、人は異常に感じるのでしょうか。

その一つに、「ヘビが黒くなってきた。」のこと。佐那河内村に生息するヘビの中で、「黒いヘビ」として知られているものは3種類(シマヘビ・ヤマカガシ・マムシ)います。色の違いは体色変異と言って、本来の体色が変化して、黒色になつたものを黒化型と言います。その黒色のヘビが最近増えてきたというのです。

(黒色のヘビは、俗にカラスヘビと呼ばれて昔から知られています。最も多いのはシマヘビとヤマカガシですが、マムシもまれに真っ黒になる個体がいるようです。)

この3種に共通するのは、良く日なたぼっこ(バスキング)をすることです。ヘビはエサを食べた後に太陽の光を浴び体温を上げることで、消化を

進めます。変温動物であるため、その活動は気候の変動に影響を受けます。温暖化が冬眠の時期にも影響して越冬期間が短くなることも考えられます。春先や冬眠前の時期に弱い太陽の光を捉えるには、黒色の方が体温を上げるのには都合がよいのではないかでしょうか。ただし、シマヘビと似ているアオダイショウも日光浴はしますが黒化型はあまり見られず、逆にシロヘビと呼ばれる白化型が有名です(山口県では天然記念物)。(市原)

黒ヘビには毒ヘビもいるし、無毒もいるので、見分けがつかない時はむやみに触らないようにお願いします!



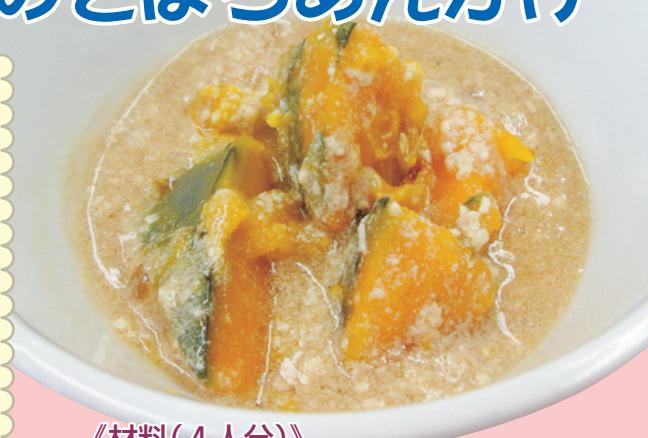
## かぼちゃのそぼろあんかけ

### 《作り方》

- ①かぼちゃは大きめの1口大に切り、だし汁(ひたひたぐらい)で煮る。
- ②そぼろあんを作る。鶏ひき肉・調味料・だし汁を入れて煮立て、最後に水どき片栗粉を入れる。
- ③器にかぼちゃを盛り、上からあんをかける。

### ★ポイント★

鶏ひき肉は、固まりにならないようにぬるめのだし汁で十分にほぐしてから煮てください。



### 《材料(4人分)》

かぼちゃ	.....	280g	そぼろあん	
だし汁	.....	250cc	鶏ひき肉	.....80g
			しょうゆ	.....大1強
			砂糖	.....大1
			みりん	.....大1/2
			だし汁	.....160cc
			水	.....大1
			片栗粉	.....大1弱

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり  
栄養成分

エネルギー  
炭水化物

122kcal  
19.8g

蛋白質  
塩分

6.2g  
0.8g

脂質

1.9g

No.91